

愛知県 コロナ自宅療養者等への医療提供事業補助金

(医科) 10/31(月)まで延長されました



愛知県内(政令市、中核市)で療養する自宅療養者等(コロナ陽性者)に対し、医療機関による往診、外来、電話診療等、訪問看護ステーションによる訪問看護に対し補助金が給付される事業が10月31日(月)まで延長されました。**陽性者の全数把握見直しに伴い発生届の対象外となる自宅療養者等についても、引き続き本補助金の対象となります。**



協会ホームページ

補助金対象期間	10月31日(月)まで
給付額	電話診療等4千円/回 外来診療3万円/回 往診5万円/回
申請期限	11月15日(火) 必着 ※診療対応可能医療機関の登録のうえ、申請が必要です

①診療対応可能医療機関	「新型コロナウイルス感染症自宅療養者等診療医療機関意向調査票」を愛知県に電子メールまたはFAXで提出。 ※既に登録済みの場合は不要ですが、改めての登録確認のため10月上旬に医療機関宛に案内が届きます。
②医療提供後の対応(変更事項)	「 <u>診察所見報告書</u> 」は診療の翌日までに保健所にFAXする必要がなくなりました。「 <u>交付申請書</u> 」・「 <u>請求書</u> 」と合わせて、申請期限(11/15)までに郵送または電子メールで提出してください。
③交付申請(変更事項)	「 <u>交付申請書</u> 」「 <u>診療報告書</u> 」「 <u>請求書</u> 」「 <u>診察所見報告書</u> 」を愛知県に郵送または電子メールで提出。 10/1より様式が変更されました。新様式での提出が必要です。 愛知県ホームページからダウンロードしてください。

書類の提出先 問い合わせ先	460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号 愛知県感染症対策局感染症対策課 自宅療養者支援グループ メールアドレス:iryotaisei-seibi@pref.aichi.lg.jp FAX 052-954-7430 電話 052-961-2111 (「自宅療養者支援グループ」を呼び出し)	
------------------	---	--

※政令市・中核市の問合せ先は以下の通りです。以下の保健所においても「診察所見報告書」は診療の翌日までに保健所にFAXする必要はありません。「交付申請書」・「請求書」と合わせて、申請期限(11/15)までに郵送または電子メールで提出してください。詳細は各市ホームページでご確認ください。

※様式が変更されているので各市ホームページからダウンロードしてください。現時点(10/3)でホームページが更新されておらず、様式が入手できない市もありますのでご注意ください。

名古屋市	豊橋市	岡崎市	一宮市	豊田市
自宅療養者等への医療提供事業担当 メールでのみ対応 (ホームページ更新済み)	豊橋市保健所 感染症対策室 0532-39-9189 (ホームページの掲載なし)	岡崎市保健所 感染症対策1係 0564-23-5081 (ホームページ未更新)	一宮市保健所 感染症グループ 0586-52-3854 (ホームページ未更新)	豊田市保健所 感染症予防課 0565-34-6180 (ホームページ未更新)

協会税経部でも相談に応じています ☎052-832-1345 まで